

## 【通行料金の一部払戻し】

Q	実質的に値上げとなる区間（小矢部砺波 JCT～小矢部東 IC 又は福岡 IC）の日常の利用者に対しては 10 年間払戻しを実施するとされているが、その内容を知りたい。																									
A	<p>小矢部砺波 JCT～小矢部東 IC または福岡 IC の区間を通勤・通学などで日常的に利用されている方については、通行料金の実質的な値上げの影響が大きいため、これらの方に対しては、ご利用後日に通行料金の一部払戻しを実施します。</p> <p>自動車道ご利用時には所定の料金をお支払いただき、後日、対象となる方からの申請に基づき通行料金の払戻しを行います。</p> <p>払戻しは、下記のいずれかの条件に該当する方を対象とします。（ETC による利用車、現金支払いによる利用車ともに対象となります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小矢部東 IC または福岡 IC 周辺に居住されていること</li> <li>・小矢部東 IC または福岡 IC 周辺に通勤、通学などの目的地があること</li> <li>・その他、通院や介護など対象区間に限った利用が明らかな場合</li> </ul> <p>また、払戻し額は以下のとおりとなります。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円、税込）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>車種・通行料金</th> <th>軽自動車</th> <th>普通車</th> <th>中型車</th> <th>大型車</th> <th>特大車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金（全区間均一料金）</td> <td>280</td> <td>350</td> <td>430</td> <td>590</td> <td>980</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">払戻し額</td> <td>現金車 クレジットカード</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>70</td> <td>100</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>ETC 車</td> <td>60</td> <td>70</td> <td>80</td> <td>120</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table>	車種・通行料金	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車	料金（全区間均一料金）	280	350	430	590	980	払戻し額	現金車 クレジットカード	50	60	70	100	160	ETC 車	60	70	80	120	190
車種・通行料金	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車																					
料金（全区間均一料金）	280	350	430	590	980																					
払戻し額	現金車 クレジットカード	50	60	70	100	160																				
	ETC 車	60	70	80	120	190																				

Q	通行料金の一部払戻しの対象となる「小矢部東 IC または福岡 IC 周辺」とは、具体的にどこの地域なのか？
A	<p>具体的には、小矢部市は全域、高岡市は旧福岡町地域、戸出地域（戸出中学校区）、</p> <p>② 砺波市は出町中学校区です。</p>

Q	通行料金の一部払戻しの具体的な払戻方法を知りたい。
A	<p>① 能越自動車道利用の際には、所定の利用料金をお支払いただきます。</p> <p>③ ② 後日、払戻し申請書ならびに自動車道利用料金領収書や ETC 利用明細等を能越自動車道管理事務所に郵送（持参可）いただき、管理事務所で書類等を確認のうえ、銀行振込みにより払戻しを行います。</p> <p>なお、払戻しの対象となる方については、管理事務所への登録が必要となります。</p>

Q	通行料金の一部払戻しは、IC 周辺の店舗・企業等への物資運搬や IC 周辺の店舗企業等からの物資運搬を行う車両も対象になるのか。
A	<p>管理事務所において負担軽減証明書の発行申請を行う際に経路等をお示しいただき、</p> <p>④ 日常的に利用されることが確認できる場合については対象となります。</p>

Q	ETC 利用車の払戻し額が現金利用車よりも高くなっているのはなぜか。
A	<p>料金徴収コスト削減の観点から ETC の利用率を更に高めるため、ETC 利用車に対しては払戻し額を増額しています。</p> <p>⑤</p>

Q	証明書発行申請書や払戻し申請書はどこにあるのか。
A	各申請書は富山県道路公社ホームページからダウンロードしていただきますようお願いいたします。また、能越自動車道管理事務所払戻し窓口にも様式を用意しております。

☆能越自動車道管理事務所の位置図

